

住民監査請求に係る勧告を受けて講じた措置
監査の対象：令和8年1月30日付け住民監査請求（令和8年3月31日付け大監第44号）
所 管 所 属：経済戦略局
提 出 日：令和8年7月9日

勧告	講じた措置
（勧告） 市長は、令和8年5月末日までに次の措置を講じるよう、勧告する。 本件施設に係る令和7年度の指定管理者による業務は既に終了時期を迎えており、今から事前の協議、調整等を行うことは不可能であるため、市長は、第4四半期分の業務代行料の支払いに際し、当該期間中の業務の内容を双方で特定し、適切に履行確認を行うこと。 また、本件年度協定書第11条の規定に基づく令和7年度の業務代行料の精算に際しても、本件施設の休館中に指定管理者が行った業務の内容を双方で改めて確認した上で、業務の内容に見合った業務代行料を支払うこと。 そして、これらに係る協議内容及び結果について記録に残すこと。	①本件施設に係る第4四半期分の履行確認及び支払いについて ・第4四半期については、事前に本市から休館期間中は不要となると本市が想定する業務を指定管理者へ提示した上で、履行確認の際に、指定管理者から提出された業務チェックシートにおいて休館の影響がある項目を双方で特定した。 ・当該項目については、年度協定書第11条に基づき行う精算協議において、別途金額を精査することを双方で確認した上で履行確認を行い、年度協定書第4条に定める第4四半期分の業務代行料を令和8年4月30日に支払った。 ②年度協定書第11条に基づく精算について ・年度協定書第11条に基づく精算については、指定管理者から提出された工事に伴う休館の影響額を踏まえ、第4四半期の履行確認の際に双方で特定した休館の影響がある項目を中心に協議を行った。 ・協議に際しては休館中の業務の内容を双方で改めて確認し、各項目における支出金額の妥当性や休館中の減収額等について確認を行った。特に休館中の支出については、工事休館の影響によるものであるかどうかを慎重に検討したうえで、休館中の影響額について精査を行った。 ・その結果、本件施設の休館により、収入の減額が支出の減額を上回ることを確認したため、収入の減額分から支出の減額分を控除した金額を休館中の指定管理者の損失額として大阪府が負担することとし、覚書を締結の上、令和8年5月28日に支払った。 ③ 協議内容及び結果の記録について ・これらに係る協議内容及び結果について記録を作成した。